

アンセルムス『哲学的断片』における
debere non facere の意味

山崎裕子

The Meaning of *debere non facere*
in Anselm's *Philosophical Fragments*

Hiroko Yamazaki

We usually say “not-to-be-obliged-to-do” (*non debere facere*), not “to-be-obliged-not-to-do” (*debere non facere*). But in *Philosophical Fragments*, Anselm says that *debere non facere* is virtually meant when we use *non debere facere*. He is the person who distinguishes the proper and improper usage of words. Then, how does this way of distinguishing relate to “negation of *debere*”? Why does he use “negation of *debere*” when he discusses evil?

He grasps evil as either (1) *facere quod non debet* (doing what one ought not) or (2) *non facere quod debet* (not doing what one ought). An auxiliary verb is employed as the verb here, because *debet* is an auxiliary verb, and *quod non debet* and *quod debet* don't include the verb. If the infinitive *facere* (to do) is added to *quod non debet*, it has two possibilities to be *quod non debet facere* or *quod debet non facere*. Generally, the sentence “one ought not” reminds us of obligation. But Anselm regards it as not being under obligation.

Quod debet is brought by God. *Quod non debet*, on the other hand, is caused by human will. *Non debet* consists of *non debet facere* and *debet non facere*. Both are possible only in human action. The latter means “duty of negation”, and the former means the same in some cases. If *quod debet non facere* is done, it leads to the negation of “duty of negation”. So *facere quod debet non facere* (doing what is obliged not to do) always means negation of duty. In short, “*non debere* + infinitive” does not always mean obligation, but “*debere non* + infinitive” always becomes obligation.

Anselm discusses the proper and improper uses of the words. That also applies to the word *debere*. To express *debere non facere* (to-be-obliged-not-to-do) is the original use of *debere*, and to express *non debere facere* (not-to-be-obliged-to-do) is the usual

use of *debere*. But whether the use is proper or improper, it must be evil if obligations are not fulfilled. Anselm states that “no matter what sins are committed, they are all sins against Him”. Anselm’s way of grasping evil, which emphasizes *debere* and *debere non facere*, is rooted in a strong attraction from God.

序

「スコラ哲学の父」と称されるベネディクト会士の聖人カンタベリのアンセルムス (Anselmus Cantuariensis, 1033-1109) は、悪を理解する際に *debere* (べきであること) の考えを取り入れ、悪く行おうとは、「なすべきでないことをすること、あるいは、なすべきことをしないこと」であると語る⁽¹⁾。この *debere* の介在は、アンセルムスの罪に対する捉え方に一つの特徴をもたらす。アウグスティヌス (Augustinus, 354-430) が神からの離反について考察して、『自由意志論』 *De Libero Arbitrio* 第2巻第19章第53節で悪を定義し、「不変な善からの意志の離反と可変的善への転向 (*aversio voluntatis ab incommutabili bono, et conversio ad mutabilia bona*)」としたのに対して、アンセルムスは、「望むべきではないものへの指向 (*conversio ad id quod non debet*)」という見方により、*aversio* の表現を用いずに神からの離反を表わし得たからである⁽²⁾。ここで、アンセルムスの見解を支える一翼を担うのが *debere* であることは、言うまでもない。その考えが悪についてのみならず真理や自由などにも関与し、アンセルムスの真理観が存在論と切り離すことができないことを考えるならば、*debere* の捉え方は彼の思想全体に影響を及ぼしていると思ふことができよう。

ところで、アンセルムスは『哲学的断片』 *Philosophical Fragments* の中で *debere* を直接的題材として取り上げ、否定辞 *non* を伴う用い方に新たな見解を示す。*Non debere facere* (なすべきでないこと) とは、本来、*debere non facere* (なさないべきであること) の意である、というのである。ということは、アンセルムスはこれら両者の使い方に違いを認めていたことになる。彼は、言葉の厳密な意味と非厳密な日常的意味とを分けて考える人物であった。この考え方を「*debere* の否定」に当てはめるとどうなるのか。また、この捉え方はアンセルムスの思想、特に悪についての理解にどのような意味をもたらすのか。本稿では、これらの点につき考察を進めたい。

I. 『哲学的断片』——ランベス写本59——

Debere non facere という表現が出てくる『哲学的断片』は、カンタベリのクライスト・チャーチで発見され、現在ロンドン郊外のランベス宮に保有されているランベス写本59 (Lambeth MS 59) に含まれる文献である。この写本は、『哲学的断片』の他に、アンセルムスがル・ベックの副院長並びに大院長を務めた時の初期の手紙、カンタベリの大司教に就任した折に書いた多くの手紙のオリジナルもしくは写し等をも含んでいる。これらの書簡について年代の確定は難しく、その間の経緯について、近著の中でサザンが詳述している⁽³⁾。

『哲学的断片』は、このランベス写本の ff. 161-161^v, 169^v-175, 187-188, 188^v-189 に該当する部分である。それは断片であるが故に、一貫した形態で述べられているという類いのものではないが、内容ごとのまとまりを有している。『哲学的断片』は、アンセルムス全集の校訂者であるシュミットにより1936年に初めて公にされ (以下、*NU* と略記)⁽⁴⁾、後にシュミットとサザン

共編の本 *Memorials of Saint Anselm* に、以前とは異なる配列で収録された⁽⁵⁾。前者ではテキストを7つのセクションに分類しているのに対し、後者では5つの分類となっている。しかし、全体の内容に相違はない。本稿で取り上げるのは、ff. 169^V-175に含まれる部分の一部で、出典個所の表示には、*NU, Memorials of Saint Anselm* を併記する。成立年代に関して、ヘンリーがアンセルムスの比較的初期の作品とする⁽⁶⁾のに対し、シリーンは後期の作品と見なしている⁽⁷⁾。

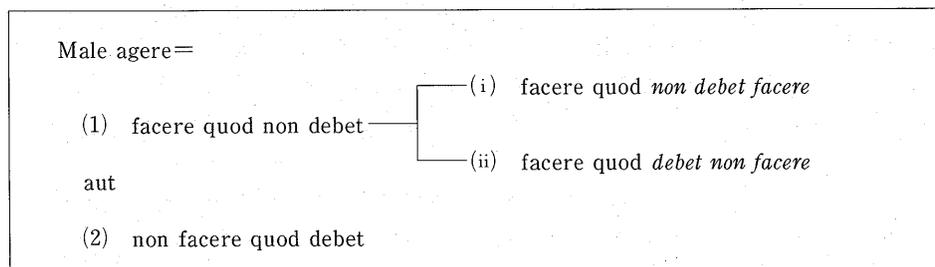
II. 悪の局面における *debere*

Male quidem agit, qui facit quod non debet, aut non facit quod debet ; quod similiter intelligitur de omni verbo⁽⁸⁾.

確かに、なすべきでないことをする者、あるいは、なすべきことをしない者が、悪く行うのである。このことは、あらゆる動詞について同様に理解される⁽⁹⁾。

この文章の前半を分析してみよう。悪く行う者には二種類あり、(1)なすべきでないことをする者か、あるいは、(2)なすべきことをしない者である。*Debet* は助動詞であるが、*quod non debet* と *quod debet* には動詞が含まれていないので、助動詞が本動詞として用いられていると考えることができる。しかし、*quod non debet* の場合、動詞が省略されていない文に戻すと、「行う」を意味する動詞の不定法 *facere* を補い、*quod non debet facere* とするか、*quod debet non facere* とするか、二様の可能性が生ずる。先に、「なすべきでないこと」とした訳は、*quod non debet facere* に該当し、もしこれを *quod debet non facere* とするならば、「なさないべきであること」という訳になる。*Quod non debet* をどちらの訳し方にするかは、これから述べるアンセルムスの所論の解釈と密接なつながりを持つので、以下 *quod non debet* については多くの場合日本語に訳さず、ラテン語で表記する。他方、*quod debet* の場合には、可能性として *quod debet facere* しかあり得ないので、「なすべきこと」または *quod debet* の双方を、時に応じて使用することにした。

この章で述べたことを整理して図で示すと、次のようになる。



以下、(2) *non facere quod debet*, (1) *facere quod non debet* の順で考察を進め、後者ではさらに *non debere facere* と *debere non facere* に分けて検討してみよう。

Ⅲ. なすべきことをしないこと (non facere quod debet)

ここで問題となるのは、「なすべきこと」をアンセルムスがどのように考えているかである。教師と生徒の対話形式の『真理論』で、生徒は、「もし火が温める力を熱の存在を有するものから受け取ったのであるならば、火が温める時、火はなすべきことをしています⁽¹⁰⁾」と述べ、それに対して教師は次のように答えている——「したがって、行為の正しさあるいは真理は、或る時には必然的であり或る時には必然的でないことに気付くはずだ。すなわち、火が温める時には、正しいことや真理を必然的に行っているが、人が善く行う時には、必然的に正しいことや真理を行うのではないのである」⁽¹¹⁾。アンセルムスは、人またはものがそれ自身またはそれ自体の役割を果たす時に、正しいことや真理を行っていると考える。火が温める時には、それ自体の役割を遂行しているので、なすべきことをしていることになる。故に、「なすべきこと」には、理性的行為のみならず、非理性的行為すなわち本性的行為も含まれる。この役割は、どこからもたらされるのか。「私が或ることをなすべきである」とは、「誰かが私にそのようにすることを望んでいる」ことを意味する。そしてアンセルムスは、正しい意志とは、「人が望むようにと神が望んでいることを望むこと (velle, quod deus vult illum (sc. hominem) velle)」⁽¹²⁾であると考えていることから、この場合の「誰か」とは神であると解することができる。故に、存在者の当為性は神によって賦与されていることになる。

ここで、一つの疑問が生ずるかもしれない。たとえば、「私はメガネをかけるべきである」というような場合、それは義務を表わさないのではないか、ということである。この文章の「べき」は、形としては「べき」を用いてはいるが実際の主旨としては「～した方がよい」であり、その人にとってのよりよい状態をすすめる使い方である。他方、アンセルムスの考える「べき」、すなわち、義務としての「べき」は、あくまでも神と人との関係を基軸として導出されてくるものである。したがって、「～した方がよい」という主旨の「べき」は義務を意味するものではなく、それは、「べき」の非本来的な意味であると見なされよう。

Ⅳ. Facere quod non debet

Quod non debet は、第2章で述べたように、quod non debet facere と quod debet non facere の2つの可能性を有する。私たちは普通、「なすべきでないこと」と表現するが、「なさないべきであること」という表現の可能性をアンセルムスは示唆する。Facere (行うこと) の代わりに peccare (罪を犯すこと) を当てはめて、彼は次のように言う。

Sed si memores eorum quae supra dicta sunt, sicut dicimus 'non facere esse' pro 'facere non esse', ita dicimus 'non debere facere' pro 'debere non facere'; et ideo ubi est 'debere non peccare', dicitur pro eo 'non debere peccare'. Quod in tantum obtinuit usus, ut non aliud intelligatur quam 'debere non peccare'.⁽¹³⁾

ところで、上で言われたことを思い出すならば、私たちは「ないようすること」の代わりに「あるようにしないこと」と言うように、「なさないべきであること」の代わりに「なすべきではないこと」と言う。そしてそれ故に、「罪を犯さないべきであること」の場合、そのように表現する代わりに、「罪を犯すべきではないこと」と言われている。私たちの言葉

遣いでは、後者の表現を用いた時、「罪を犯さないべきであること」以外の何ものも理解されない程であった。

これらの表現は、語順が異なるだけであるとするならば、全く同じ意味のはずである。しかし、アンセルムスはそう考えていない。つまり、「罪を犯すべきではないこと」は、本来、「罪を犯さないべきであること」を意味していたと言うのである。

ここで *debere* を、同じ助動詞の不定法である *posse* (することができること) と比較してみよう。*Posse* に否定辞 *non* を付けると、*non posse facere* は「することができないこと」、*posse non facere* は「しないことができること」となり、両者には明らかに意味上の相違がある。前者ではする可能性が全くないが、後者ではする可能性としない可能性とがある。*Posse* の場合、*non* をどこに位置づけるかにより、意味合いが異なってくるのである。他方、*debere* に *non* を付けると、先程のアンセルムスの指摘のように、本来は *debere non facere* (なさないべきであること) と言いつつ *non debere facere* (なすべきではないこと) と表現しているのであるから、*debere non facere* と *non debere facere* との間には、一見、*posse* におけるような本質的の差異がないように思われる。しかし、アンセルムス的な悪の観点、すなわち、*debere* を介在させて悪を理解する立場から眺めると、事情が微妙に異なってくるのである⁽¹⁴⁾。

IV-1. *Non debere facere* (なすべきではないこと)

Dicimus etiam nos 'non debere peccare' pro 'debere non peccare'. Non enim omnis qui facit quod non debet, peccat si proprie consideretur. Sicut namque 'debere' idem est quod 'debitorem esse', ita 'non debere' non est aliud quam 'debitorem non esse'. Non autem semper peccat homo, quando facit quod non est debitor facere. Siquidem vir non est debitor ducere uxorem, quia licet ei servare virginitatem. Unde sequitur quia non debet eam ducere, et tamen, si ducit eam, non peccat. Non ergo semper peccat vir, quando facit quod non debet, si proprie intelligitur 'non debere'. Nemo tamen negat virum debere ducere uxorem. Debet igitur et non debet.⁽¹⁵⁾

さらに私たちは、「罪を犯さないべきであること」と言う代わりに「罪を犯すべきではないこと」とも言う。つまり、厳密な意味で考えられるならば、*quod non debet* (なすべきでないこと) をする人が全て罪を犯すわけではない。というのは、「すべきであること」が「義務があること」と同じであるように、「*non debere*」は「義務がないこと」にはかならないからである。ところで、それをする義務がないことをする時、人は必ずしも罪を犯すわけではない。男性は童貞を保つことを許されているので、妻をめとる義務はない。したがって、彼は結婚する義務はないということになる。しかし、結婚するとしても、罪を犯すことにはならない⁽¹⁶⁾。故に、「*non debere*」を厳密に理解するならば、*quod non debet* (なすべきでないこと) をする時、人は必ずしも罪を犯すわけではない。そして、男性が妻をめとるべきであることを誰も否定しない。したがって、彼はなすべきであり、なすべきでないのである。

ここで、「厳密な意味で考えられるならば」「厳密に理解するならば」と言われるのは、「本来的には」「それ自体としては」の意味合いにおいてである⁽¹⁷⁾。アンセルムスは、「なすべきでないこと (*non debere facere*)」が本来的な意味で理解されるならば、人は義務を負っていると

は限らず、必ずしも罪を犯すことにはならないと考える。通常、「なすべきではない」と言う時には一定の義務があることとして受け取られるが、アンセルムスはそれに異を唱え、むしろ義務がないことを意味するといっているのである。そのためアンセルムスは、「なすべきではない」という文で通常私たちが理解する内容を表わすために、「なさないべきである」という言葉遣いを主張する必要があった。

IV-2. Debere non facere (なさないべきであること)

では、私たちは「なさないべきであること」をどのように理解することができるだろうか。用語索引によれば⁽¹⁸⁾、『哲学的断片』を除き、アンセルムスは「debere non 十不定法」という表現を5回だけ用いている⁽¹⁹⁾。各々の用例は似通っているので、一つだけ例を挙げることにする。

Nam sicut culpa est non habere quod habere debet, ita culpa est habere quod debet non habere⁽²⁰⁾.

というのは、持つべきであるものを持たないことが過失であるように、持たないべきであるものを持つことは過失である。

この文章は、第2章冒頭で挙げた文“male ... agit, qui facit quod non debet, aut non facit quod debet (なすべきでないことをする者、あるいは、なすべきことをしない者が、悪く行うのである)”と類似している。しかし、アンセルムスは、non debet habereではなく debet non habereを使っている。それは、過失がそこでの問題となっているからである。持たないべきであるものを持つ者は、常に悪を行い、常にとがめられるべきである。「持つこと」は「行うこと」に置き換えられる。したがって、「なさないべきであることをすること (facere quod debet non facere)」は、常に悪を行うことを意味する。故に、第2章冒頭での引用文を日本語に訳すに際して、厳密には、「なさないべきであることをする者、あるいは、なすべきことをしない者が、悪く行うのである」とするのが適切であろう。

Quod debet が神からもたらされるのに対して、quod non debet は人間の意志に由来する。Non debet は、non debet facere (なすべきではない) と debet non facere (なさないべきである) とから成るが、両者とも人間の行為においてのみ可能である。Debet non facere は「否定の義務」を意味し、non debet facere は場合によってはその意味を持つ。もし、なさないべきであること (quod debet non facere) がなされるのならば、それは「否定の義務」の否定になる。そのため、「なさないべきであることをすること (facere quod debet non facere)」は常に義務の否定を意味し、罪を犯すことになる。つまり、「non debere 十不定法」の時には必ずしも義務ではないが、「debere non 十不定法」の時は義務になるのである。とはいえ、non debet facere にしても debet non facere にしても、両方の場合に働くのは、人間の意志に他ならない⁽²¹⁾。

V. 結 語

アンセルムスは言葉の厳密な使い方と非厳密な使い方と言及し、それは debere という言葉にも適用される。これまでの考察からすると、debere non facere (なさないべきであること) という表現が「debere の否定」の本来的かつ厳密な用法で、non debere facere (なすべきではないこ

と) という表現は「debere の否定」の厳密ではない日常的な用法である。このことは、「『べきである』の道徳的意味と物理的意味の違い」⁽²²⁾であると言えるかもしれない。しかし、用い方が厳密であるにしても非厳密であるにしても、義務が遂行されないならば、悪であることに違いはない。アンセルムスは、「罪はどのようなものであれ、神に対して犯されるものである」⁽²³⁾と語る。Debere を強調し debere non facere を主張することは、アンセルムスの悪についての捉え方が、神からの強い引きつけに根ざしていることを我々に再認させるのである。

— 註 —

- (1) 本稿は、日本基督教学会第39回学術大会（1991年9月12日、於京都産業大学）において行った発表「アンセルムスにおける罪の概念」の内容の一部を取り上げ、加筆修正したものである。
- (2) 神からの離反 (aversio) をめぐる、アンセルムスとアウグスティヌスとの観点の相違並びにアンセルムスによる捉え方の特性については、以下の拙稿を参照。山崎裕子「アンセルムスにおける悪の問題」、『中世思想研究』中世哲学会編、第25号、1983年、124—134ページ。山崎裕子「アウグスティヌスとアンセルムス」、『アウグスティヌス著作集第10巻』月報XII、教文館、1985年、6—8ページ。Hiroko Yamazaki, "Anselm and the Problem of Evil," *Anselm Studies, vol. 2: Proceedings of the Fifth International Saint Anselm Conference: St. Anselm and St. Augustine-Episcopi ad saecula*, Kraus International Publications, White Plains, New York, 1988, pp. 343-350.
- (3) Richard William Southern, *Saint Anselm: A Portrait in a Landscape*, Cambridge University Press, 1990, pp. 460-461.
- (4) Franciscus Salesius Schmitt, *Ein neues unvollendetes Werk des hl. Anselm von Canterbury*, (Beiträge zur Geschichte der Philosophie und Theologie des Mittelalters, Band XXXIII, Heft 3), Verlag der aschenorffschen Verlagsbuchhandlung, Münster, 1936.
- (5) R. W. Southern-F. S. Schmitt (ed.), *Memorials of Saint Anselm*, Oxford University Press, London, 1969, pp. 333-345. なお、シュミット編『アンセルムス全集』には、『哲学的断片』は収録されていない。
- (6) Cf. Desmond Paul Henry, *The Logic of Saint Anselm*, The Clarendon Press, Oxford, 1967.
- (7) Eileen Flanigan Serene, "Anselm's Modal Conceptions," Simo Knuuttila (ed.), *Reforging the Great Chain of Being: Studies of the History of Modal Theories*, D. Reidel Publishing Company, Dordrecht-Boston-London, 1981, p. 151, note 4.
- (8) R. W. Southern-F. S. Schmitt (ed.), *Memorials of Saint Anselm*, p. 338, 26-27 (F. S. Schmitt, *NU*, 28, 16-18).
- (9) 『哲学的断片』の日本語訳は、以下、全て拙訳である。この文献の現代語訳は英訳のみあり、それらは以下の4編である。3編は *NU* の全訳、1編は *NU* の抄訳である。

Jasper Hopkins, *A Companion to the Study of St. Anselm*, University of Minnesota Press, Minneapolis, 1972, pp.215-242.

Jasper Hopkins-Herbert Richardson (ed. and trans.), *Anselm of Canterbury*, vol 2, The Edwin Mellen Press, Toronto-New York, 1976, pp. 1-29.

Eileen F. Serene, *Anselm's Philosophical Fragments: A Critical Examination* (unpublished Ph. D. dissertation, Cornell University, 1974), University Microfilms, No. 74-17, 681, Ann Arbor, Michigan, pp. 1-42.

- D. P. Henry, *The Logic of Saint Anselm*, Oxford, 1967. この本は訳本ではないが、論述の折々に抄訳がなされている。
- (10) Anselmus, *De Veritate* 5 : F. S. Schmitt (ed.), *S. Anselmi Opera Omnia* I, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1968, 182, 3-4. “Si ignis ab eo a quo habet esse accepit calefacere : cum calefacit, facit quod debet.” 以下、アンセルムスのテキストにはシュミット版を用いる。日本語訳は、古田暁訳『アンセルムス全集』（聖文舎1980年）を参考にしつつも、拙訳を用いる。なお、この訳本はシュミット版アンセルムス全集の日本語訳であるため、『哲学的断片』の訳は含まれていない。
- (11) *Ibid.* : F. S. Schmitt I, 182, 6-10. “Unde animadverti potest rectitudinem seu veritatem actionis aliam esse necessariam, aliam non necessariam. Ex necessitate namque ignis facit rectitudinem et veritatem, cum calefacit ; et non ex necessitate facit homo rectitudinem et veritatem, cum bene facit.”
- (12) Anselmus, *De Libertate Arbitrii* 8 : F. S. Schmitt I, 220, 21-22. “Servare igitur rectitudinem voluntatis propter ipsam rectitudinem est unicuique eam servanti velle, quod deus vult *illum* velle.” この表現の少し前で、アンセルムスは *illum* を *illam* と置き換えて同様の主張をしている。そこでの *illam* は *voluntatem* (意志) を意味していることから、「正しい意志=意志の正しさを正しき自体のために保持する意志=人が望むようにと神が望んでいることを望む意志」という構図を導き出し得る。Cf. Anselmus, *De Libertate Arbitrii* 8 : F. S. Schmitt I, 220, 18-19. “Nulla autem est iusta voluntas, nisi quae vult quod deus vult *illam* (sc. *voluntatem*) velle.”
- (13) R. W. Southern-F. S. Schmitt (ed.), *Memorials of Saint Anselm*, p. 348, 15-20 (F. S. Schmitt, *NU*, 36, 13-18).
- (14) アンセルムスは『真理論』第8章において、*debere* と *non debere*, *posse* と *non posse* の理解について語り、それらが時として厳密ではない使われ方をすると言及しているが、ここでは、「私はあなたから愛されるべきだ」というような、受動態の用例の考察にとどまっている。Cf. Anselmus, *De Veritate* 8 : Schmitt I, 188, 9-11. “Verum inter haec te scire volo quia debere et non debere dicitur aliquando improprie ; ut cum dico quia debeo amari a te. Si enim vere debeo, debitor sum reddere quod debeo, et in culpa sum si non amor a te.”
- (15) R. W. Southern-F. S. Schmitt (ed.), *Memorials of Saint Anselm*, p. 348, 6-15 (F. S. Schmitt, *NU*, 36, 3-13).
- (16) 『神はなぜ人間となられたのか』にも、結婚・童貞・負債についての同種の内容がある。Cf. Anselmus, *Cur Deus Homo* II, 18 : F. S. Schmitt II, 128, 17-26.
- (17) 或る言葉が、本来の厳密な意味で用いられない時には、それはそのもの自体としてではなく他のことのために用いられている。たとえば、*invitus* という形容詞は副詞的に訳され、元来は「望まずに」という意味であるが、非厳密な意味では「意に反して(望む)」という使い方が可能となる。この *invitus* の使い方とアンセルムスの自由意志論との密接な関わりについては、以下の拙稿を参照。山崎裕子「アンセルムスの道徳観とアウグスティヌス——“*invitus velle* …” の否定をめぐる——」、『中世哲学研究』京大中世哲学研究会編、第5号、1986年、14-22ページ。Hiroko Yamazaki, “Theological Method in St. Anselm’s Theory of Freedom,” *Knowledge and the Sciences in Medieval Philosophy*, Proceedings of the Eighth International Congress of Medieval Philosophy, vol. 3, Helsinki, 1990, pp. 308-313.
- (18) Gillian Rosemary Evans (ed.), *A Concordance to the Works of St. Anselm*, Kraus International Publications, White Plains, New York, 1984.
- (19) Anselmus, *Cur Deus Homo* I, 24 : F. S. Schmitt II, 92, 25 ; 92, 26 ; 92, 32 ; 93, 23 ; 93, 23-24.

- (20) F. S. Schmitt II, 92, 25–26.
- (21) Quod debet と quod non debet からは、動機の問題は生じてこない。そのことは、quod debet が意志を伴わない「もの」についても語られることから推し測ることができる。動機については、正義との関係で論じられる。
- (22) D. P. Henry, *The Logic of Saint Anselm*, p. 201. “the distinction between the moral and the physical senses of ‘ought’.”
- (23) Anselmus, *Cur Deus Homo* II, 14 : F. S. Schmitt II, 114, 10. “... omnia quaecumque fiunt peccata contra illum (sc. Deum) sint.”

(1992年10月)